

漁業経営維持安定資金の概要

1 整理対象債務

- (1) 返済期限到来後未返済となっている債務
- (2) 返済期限未到来の債務のうち、期限延長、借換え等により実質的に延滞ないし固定化しているとみなされる債務
- (3) その他の債務で次に掲げるもの
 - ① 賃金、退職金の未払債務
 - ② 金融機関以外の者からの借入金
 - ③ 漁業（漁業関連事業を含む。）に関する債務について引き受けた保証債務又は連帯債務であって、主たる債務者又は他の連帯債務者の倒産等により履行を必要とされているもの
 - ④ 都道府県単独の制度資金等で漁業経営の維持安定を図るための緊急資金に係る借入金
 - ⑤ その他都道府県知事が、漁業経営の再建を図るために整理することが特に必要であると認めた債務

2 貸付条件

(1) 貸付限度額

(単位：千円)

区 分		貸付限度額
漁船漁業 (使用する漁船の 総トン数に応じ)	30トン未満	40,000
	30トン以上50トン未満	70,000
	50トン以上100トン未満	120,000
	100トン以上200トン未満	150,000
	200トン以上500トン未満	240,000
	500トン以上	400,000
養 殖 業		40,000
大 型 定 置 網 漁 業		80,000
小 型 定 置 網 漁 業		40,000

(2) 償還期間 10年以内（うち据置期間が3年以内）

※知事特認15年以内（うち据置期間が3年以内）